

平成 25 年度 第 3 回 日本 NGO 連携無償資金協力
「2013年度カンボジア北中部州における不発弾処理促進事業」
贈与契約署名式典
隈丸 優次大使 スピーチ
2013年10月17日（木） 於：日本国大使館多目的ホール

カンボジア地雷対策センター オム・ポムロ様
特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会

カンボジア現地統括代表 高倉文敏様

ご列席の皆様

先月から発生している洪水により、多くの人命が失われ、農地にも大きな被害が発生していると承知しております。亡くなられた方々のご家族に対して心からお悔やみ申し上げますとともに、被災地の早期復興を心からお祈り致します。

本日、日本地雷処理を支援する会（JMAS）の、日本NGO連携無償資金協力案件「2013年度カンボジア北中部州における不発弾処理促進事業」の贈与契約署名式典を開催することができました。

今回の資金協力では、不発弾による被害が減少したタケオ州での活動は終了しますが、シェムリアップ州、コンポントム州、ポーサット州及びコンボンチュナン州では昨年に引き続き不発弾処理活動が実施されることとなります。中でも、被害者が多いシェムリアップ州とコンボンチュナン州では、それぞれ二個小隊が活動すると聞いております。

本事業では、不発弾の回収・処理活動だけでなく、カンボジア地雷対策センター（CMAC）に対する技術移転及び地域住民に対する啓蒙活動が実施されます。技術移転については、プロジェクトには直接関わっ

ていない隊員に対してもワークショップを実施するなど、CMAC全体の実践能力・安全管理意識の向上が期待されています。

また、啓蒙活動については、地域住民の中から「不発弾危険回避要員」を指名し、不発弾に関する情報を提供してもらうとともに、CMAC隊員と協力して住民たちに危険回避教育を行う予定と聞いております。各州の指導者や小学校の教員に不発弾の危険性や発見時の対応といった教育を行い、行政と住民が一体となり活動を推進することで、住民の不用意な行動により発生する不発弾事故が未然に防止されることを期待しております。

地雷や不発弾の存在は、地域住民の安全に対する脅威であると同時に、カンボジアの発展にとっても大きな阻害要因となっています。特に地域の農業・農村開発を進めていく上で避けて通れない問題です。カンボジア政府はオタワ条約の延長に基づき、2019年を期限とした対人地雷の完全除去を目指し、地雷除去活動の一層の推進に努力しています。日本政府としても、カンボジアの目標達成へ向けた支援を表明しており、本事業もその一環として実施するものです。

最後になりますが、日本NGO連携無償資金協力は、日本のNGOが実施する経済・社会開発事業に対して供与されるものです。過酷な作業環境の中、カンボジアの地雷除去活動に携わってこられた方々に敬意を表するとともに、本日署名した事業が対象地域の住民に直接裨益し、日本カンボジア友好60周年記念という特別な節目に当たる今年、カンボジアと日本の更なる友好促進につながることを願っております。

ご静聴ありがとうございました。